

平成31年 第3回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成31年3月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

- 1 開催日時 平成31年3月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名  
1番委員 榎 渕 武 重      2番委員 櫻 井 孝 司      3番委員 高 橋 俊 信  
4番委員 高 橋 良 一      5番委員 廣 田 尚 夫      6番委員 石 坂 達 夫  
7番委員 今 井 育 男      8番委員 吉 野 拓 夫      9番委員 星 野 榮 一  
10番委員 高 橋 俊 一      11番委員 森 下 一 郎      12番委員 河 合 博 満  
13番委員 小 池 正 明      14番委員 原 澤 幸 雄      15番委員 原 澤 章  
16番委員 原 澤 孝 一      17番委員 内 海 美 津 江      18番委員 高 宮 玉 江  
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員  
9番委員 星 野 榮 一      11番委員 森 下 一 郎
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 原 澤 真 治 郎      書記 小 林 紀 之      書記 泉 雪 江
- 7 会議に附した事件  
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第11号 農用地利用集積計画に対する意見決定について  
議案第12号 農用地利用配分計画案に関する意見について

### 協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

### その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

開 会  
頭 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に9番星野榮一委員・11番森下一郎委員を指名し議事に入る。

続きまして、議事に入ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を

お願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは番号1番、〇市の〇〇さんという〇の〇〇さんに売買による所有権  
の移転という案件です。

担当委員さん、よろしくお願いいたします。

16番委員

16番、原澤です。

これは父親が亡くなっちゃったので、うちが留守になっちゃって、息子は別  
のところに住んでいたんだけど。今まで、田んぼを貸したままこの人が作  
っていたんだけど、いろいろな事情でこの〇〇さんが使うことになったんだけ  
れども、今のここへ出てきたわけですから、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま担当委員さんよりご報告いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。  
いかがでしょうか。特別ありませんか。

（「なし」の声）

なければ許可と決めます。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さん所有の〇の〇の畑、同じく〇の〇〇さ  
んに売買による所有権移転の案件について、担当委員さん、ご報告お願いいた  
します。

16番委員

16番、原澤です。

これは何か、父親が一応新宅へ出て、上へ家を建てたんだけど、当然そ  
この土地も、父親にしてみればくっついてきたんだと思ったんだと思うんだけ  
れども、何かの都合で調べてみたら、まだ本家の土地の名義だったんだ。それ  
で、話し合いをして、新宅へ、〇〇さんという人に書きかえをするんで売って  
くれという話になったらしい。それで、両方で納得してこういう話になったそ  
うですから、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

よろしいですか。

なければ許可相当としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

では、許可と決めます。

続きまして、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の〇の畑1筆、山林目的で転用したいという案件です。

担当委員さんのご報告をお願いいたします。

1番委員

1番、榎淵武重です。

今、この写真を見ていただくと、現場は〇から〇方面に向かって右側です。そのところになります。

それで、畑から山林ということで、どういうことかなと思って当地を、現場を見に行ったら、先ほどの写真のように立木がいっぱい立ってあって、山林、太いものでは目通り30cmを超えるような木があって、これはいたし方ないかなと思って見てきましたが、地目が畑ということで、それと、西側に畑があるものですから、ここを山林に転用した場合には耕作者に迷惑がかかってしまうのではないかと思います、〇〇君の所有だと思いますが、とりあえず〇〇君にそういう旨の話、また、了解が得られているのかどうかということで、〇〇君のお宅にちょっとおじゃまをしました。

そうしたら、この関係につきまして、非常に本人が詳しく了解をしておったので、これは〇〇さんのところに連絡をしなくても、〇〇君のところまで全部了解が得られるのかなという感覚を持ちまして、〇〇君からお話を伺ったわけですが、今後、この東側に先ほど見えていた水路があるんですが、その水路の改修工事がされるそうです。そのときに、どのぐらいかわかりませんが、そのところは少し減っているのではないだろうかということと、それから、残った畑、その都度また転用願いと、書類をつくらなくちゃいけない。

ここを山林にしといて、後の書類を、面倒なことを抜きたいのかなという感覚も、ちょっと。これは私のあくまでも推測ですが、そんな感じを持ちまして。それから、ここに木はかけたいと。全部伐倒しますということでございましたので、そんなことも加味しながら、皆さんにお諮りいただければと思っております。

以上です。

議長

ありがとうございます。

榎淵委員より報告をいただきました。

この案件について質問、意見等ありましたら、挙手の上、発言願います。

6番委員 6番、石坂です。  
担当委員さんにお伺いしたいんですけども、〇〇さんは、あの〇〇さんですか。

1番委員 はい、そうです。

6番委員 はい、わかりました。  
以上。

議長 ほかにございますか。  
よろしいでしょうか。なければ許可相当としたいと思いますが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声）  
それでは、許可相当とします。  
続きまして、番号2、担当者に報告をお願いします。

10番委員 10番、高橋です。  
3月3日に高宮委員と二人で現場に行きました。現地は〇線を行って、〇〇の工場の隣になります。それで、今現在家が建っていて、始末書付きなんですけれども、今住んでいないらしいんです。それで、建てかえるために、建てかえるわけなんですけれども、それで農地だということがわかったらしくて、この駐車場のこの辺から宅地があるんです、〇〇さんの。ということは、国道にかかったんで、何筆かあったのかな。許可を得ずに建てたわけなんです。昔のことなんで、こういう状況かなと思っています。  
それで、家の裏の畑になっているところは、一段高いところにあるんです。うちよりも、家の裏に2mぐらい上かなと思うぐらいの高さのところ建ててあって、農地には別に害はないと思います。  
何しろ建てかえるらしいんで、始末書つきで、これをどうにもならないと思ってました。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
この案件について質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。  
いかがでしょうか。  
これから建てかえる予定だということでした。  
よろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
なければ許可相当と決めます。  
続きまして、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。  
議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、4件。  
次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の畑、〇の〇〇さんに住宅用地して権利を移転したいという案件です。担当委員さんから報告をお願いします。

1番委員

1番、榎渕武重です。

場所的には、今度は〇から下に下がった道路を〇地区のほうに行くんですが、〇に向かって、やっぱり、そうですね、〇〇さんの事務所があったり、それからちょっと行くと、〇〇がちょっと右側に入ったところなんですけど、このところは今ちょっと空き地になってはいますが、これ、実際にはもう家が建っていて、〇〇さんもそれから〇〇さん、下に2軒ほど建っております、あの青い区間だけがちょっと売れ残って、皆さんにお願いして転用がもう済んでいて、住宅が建っております。実際には使っていて、今回3区画あったうちの1つが購入者が決まられて、そこに建てたいということでこの話は出てきたのかと、今回の申請になったわけでございます。

場所的には、その区域は先ほども事務局がおっしゃられたように都市計画に入ったり、それから低住宅地域というか、そういう指定も受けているところで、いいのかなと。本人も、〇〇さん自体も農業をやるつもりはないので、いたし方ないかという感覚を持っております。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの案件について、質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

（「なし」の声）

なければ許可と認めていいでしょうか。

（「はい」の声）

では、許可相当といたします。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さんが畑一筆、〇の〇〇さんから駐車場用地として賃貸借をしたいという案について、担当委員さんから報告をお願いします。

4番委員

4番、高橋でございます。

転用目的だと、場所としては〇から〇に向かって300mぐらいのところですが、〇〇のところがあるんです。その全く道路を挟んだ反対側になります。〇〇がここにあって、その道反対です。

そこは段差が県道と比べて1mぐらいあるんですけれども、盛り土をするのかどうするのかと、一応3月3日にいろいろ聞き取り調査をした結果、ただ砂利を敷いて、車4台ぐらいです。駐車場にしたいということで申請をしたそうです。遅滞なく実現するかは、もう業者の見積書も出ておりましたので、間違いなく確実性はあると思います。面積については一応96㎡です。

転用することによって、西側、東側、道路に面しておりますので、営農に支障をきたすようなことはほとんどないと思われま。あとは、隣接するところは自分ちの田んぼですので、それは大丈夫かなと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま担当委員のご報告いただきました。

この案件について、質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言願ひます。いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ許可相当といたします。

続きまして、番号3番、〇の〇〇さん所有の〇の畑の件で、〇の株式会社〇〇なんですね。車庫用地として所有権の移転という案件です。

担当委員さんから報告願ひします。

7番委員

7番、今井育男です。

譲渡人は〇〇さん、相続で取得した土地なんですけれども、こちらには住んでいない。家は今留守になっています。

場所なんですけれども、ちょっと大きくしてもらわないとわからないかな。〇があるんですけれども、〇から線路上に東のほうへ300mぐらい離れているところなんですけれども、前回も随分前なんですけれども、別荘地の関係のところがあったところから、1つ違うわけなんですけれども、道路の入り口としては〇線の道路になっているわけなんですけれども、入り口は本当に〇の手前から上がっているのと、前に何度も見てもらったりしてある〇〇のほうへ抜ける道路なんですけれども、そのすぐ隣接なんです。

それで、この譲受人の〇〇ですか、この会社なんですけれども、会社が設立されたのはまだ3年ぐらい前です。その前から、ここへ〇〇さんという方なんですけれども、今、家が見えていますかね、別荘といったような形でそこへ建てたわけなんですけれども、その隣接の関係で、その105平米という場所なんですけれども、そこに〇〇さん、その会社の書類とかいろいろなものを書庫として建てたいというような話でありました。

その中で別荘が建っている右側のほうのきれいになっているところなんですけれども、その手前なんですけれども、右側のほうの空き地になっているところなんですけれども、そこを〇〇さんという方が……、その手前です、右側の広くあれになっている。そのところもものすごい桑林だったんだそうなんですけれども、〇〇さんがそばでイノシシとか鹿が出てくるのでかなわないということで、今きれいにして、そこを借りてきれいにして、今梅が植わっているんです、右側にはね。それで、その近隣をみんな借りるなり何なりして、きれいにやりたいんだということは話していました。そんなような場所なんですけれども、場所的には今その現地なんですけれども、本当に道路に面したところで、今何もつくられていません。砂利がちょっと入ったりして、駐車場には使っているわけじゃないんですけれども、本当に更地になったような状態であるんですけれども。

目的の確認なんですけれども、目的の確認について2日に現地へちようど行ったときに〇〇さんもいたり、また、施行者の〇の〇〇ですか。その会社が建

てるんだそうですけれども、ちょうど行っていたら来まして、話させてもらったんですけれども、その隣接の関係についてあれなんですけれども、2筆隣接で本当に小さい畑なんですけれども、あるんですけれども、2人で所有している土地なんですよ。1軒はもう所有者が亡くなって、息子さんもどこにいるか住所もわからなかったりしているもので、確認はとれなかったんですけれども、その1軒の小さいほうの隣接の関係なんですけれども、その人は〇〇さんだったかな、その人には確認をもらって、そこは〇〇さんのほうからも話がありましたということで、どういうふうにしてくれてもいいですよということで、話は私も確認してきました。

それと、そのときに、家を建てるには本当にここに建てるんかいというようなあれでいたんですけれども、〇〇さんのほうのちょうど図面があったんです。図面があったりして、それでここには建てられますよという話で、それで、その道路が拡幅改良工事がもう設計されているんです。そうしたら、〇〇さんのほうにも「その道路の拡幅事業に関しては当たらないのか」と聞いたら、「その図面がここに、町からもらってきてあります」ということで確認したんですけれども、道路拡幅工事にも当たらないところで建てられるというように設計されていました。

そんなような形で、目的については許可が下り次第建てたいという話でした。また、面積の妥当性といっているものですね、本当に狭い土地の中に小さい小屋なんですけれども、2階建てで建てるということなんで、その点についても大丈夫かと思われまます。

それで、その近隣の状況なんですけれども、本当に桑の木が太くなって、立て通しになっている状態なんで、〇〇さんの小さい土地については、そこは木を切ってもいいよという話をしたんだそうです。そんなようなところで、状況の確認も大丈夫だと思います。その他のことについては、別に問題はないと思われました。

以上なんですけれども、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま今井委員よりご報告いただきました。

この案件について質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言を願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

許可相当と決めます。

続きまして、番号4番、〇の〇〇さんの所有の畑、息子さんの〇〇さんに所有権を譲与したいという案件について、担当委員さんからご報告申し上げます。

9番委員

9番の星野です。

3月5日に現地確認と、調査のほうへ行ってきました。母親のほうがちよっと体調が悪いということで、今療養しているという話がいってなかったんですが、息子さんと話ことができました。

場所は〇から〇のほうに向かって約1キロぐらい、その先には〇があるんですが、その手前200mぐらいの左側です。〇に向かって左側になります。

宅地の一部というか、庭になっているんですけども、畑に使っているということで、転用して一般住宅用地として、庭として、息子に家と他の土地と建物とともに贈与したいということです。

始末書の添付がありますが、昭和53年に道路用地として買収された際に、分筆の際にできた残地の部分ではありますが、30数年、40年近くたって、庭の一部としてずっとそのまま使っていたということのようです。今回、譲渡人が病気がちとなり、息子と話し合った結果、贈与することとなったということですが、手続を進めていて、そこに畑が判明したということです。家を建てるときには父親が、昭和55年道路ができたすぐ、直後なんですけれども、56年ですか、2年もしないうちに亡くなってしまったということで、いろいろな事情を知らずに今日まで来てしまったというようなことです。今回、転用して土地、建物ともに息子に贈与したいという、そういうことです。

転用目的が実現性ということですから、これは今のままで、面積等も適当ですし、周辺農地への支障は全くありません。状況確認も適当ですので、何も懸念する事項はありませんでした。

以上、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

星野委員よりご報告いただきました。

この案件について、質問・意見等ございましたら、挙手の上、発言を願ひます。いかがでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決めます。

続きまして、議案第11号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局お願ひします。

事務局

8ページをお開きください。

議案第11号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件14件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、1万8,509㎡、使用貸借の通年、1,561㎡、畑は賃貸借の通年、9,431㎡です。田と畑の合計2万9,501㎡です。

貸し手は13戸、借り手は7戸でございます。

設定期間は、田、5年、10年、畑、5年、6年です。

10ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、10ページ、11ページとありますので、目を通してください。

いかがでしょうか。意見がございましたら、挙手の上、発言願います。  
（「なし」の声）  
よろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
それでは、承認と決めます。  
続きまして、議案第12号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりよろしく願います。

事務局 12ページをお開きください。  
議案第12号農用地利用配分計画案に関する意見について。  
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。  
別紙記入事件2件です。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
それでは、番号1番、〇の田1筆、権利の設定を受ける者、〇〇有限会社の案件について、1番と2番と関連がありますので、同時に1、2と。担当委員さんの報告をお願いします。

15番委員 15番、原澤です。  
3月7日に〇の〇〇さんのところへ行ってお話を伺ってきました。これもいつものとおりなんですけれども、以前からお話ししていた田んぼを公社から借り直すという形をとったということですので、今までと何ら変わりもないということですので、何の問題もないと思われしますので、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
従前から耕作している土地を、中間管理機構を使って新たに契約を結ぶという報告でした。  
意見がございましたら、挙手の上、願います。いかがでしょうか。  
（「なし」の声）  
それでは、承認と決めます。  
続きまして、協議事項・報告事項、農地法第5条第1項第7号による届出書について、事務局願います。

事務局 14ページをごらんください。  
協議事項・報告事項となります。  
農地法第5条第1項第7号による届出書について、ご報告いたします。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、報告事項を終了します。

議長 ありがとうございました。  
6番、その他、皆様から何かございましたら。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一閉会を宣す。

〔午後2時20分〕